

施工段階における確認マニュアル（農地関係） 新旧対照表

改正後	現 行	備 考
<p>施工段階における確認マニュアル（農地関係）</p>	<p>施工段階における確認マニュアル（農地関係）</p>	
<p>1. 目的</p> <p>このマニュアルは、農林基盤局（農地関係）所管の県営事業で実施する工事（以下、「工事」という。）に係る出来形（完成時に不可視となる部分）等について、請負者の測定結果等に基づき、監督員が立会により確認する方法（以下、「段階確認」という。）について規定する。</p>	<p>1. 目的</p> <p>このマニュアルは、農林水産部（農地関係）所管の県営事業で実施する工事（以下、「工事」という。）に係る出来形（完成時に不可視となる部分）等について、請負者の測定結果等に基づき、監督員が立会により確認する方法（以下、「段階確認」という。）について規定する。</p>	
<p>2. 実施方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 段階確認における出来形の可否は、次に示す管理基準により判断するものとする。</p> <p>ア 土木工事にあつては、工事施工管理基準（愛知県農林基盤局農地関係）別表第1「直接測定による出来形管理」に記載のある管理基準。</p> <p>イ 施設機械工事等にあつては、施設機械工事等施工管理基準（農林水産省農村振興局整備部設計課）「直接測定による出来形管理」及び「品質管理」に記載のある管理基準（判定基準値、許容値を含む）。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 段階確認は、工事標準仕様書（農地関係）（愛知県農林基盤局）の規定に基づき行うものとする。</p>	<p>2. 実施方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 段階確認における出来形の可否は、次に示す管理基準により判断するものとする。</p> <p>ア 土木工事にあつては、工事施工管理基準（愛知県農林水産部農地関係）別表第1「直接測定による出来形管理」に記載のある管理基準。</p> <p>イ 施設機械工事等にあつては、施設機械工事等施工管理基準（農林水産省農村振興局整備部設計課）「直接測定による出来形管理」及び「品質管理」に記載のある管理基準（判定基準値、許容値を含む）。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 段階確認は、工事標準仕様書（農地関係）（愛知県農林水産部）の規定に基づき行うものとする。</p>	